

5 教員不足の解消に向けた対策

1 給特法の見直し等、教員の処遇改善

【提案内容】

提出先 文部科学省

教育の質の維持向上のため優秀な人材を教員として確保することができるよう、その職務の専門性や勤務時間に見合った処遇とする給与制度の見直しなど、速やかに処遇改善を進めるとともに、制度の見直しに当たっては、地方への過度な負担とならないよう、国において必要な財政措置を講じること。

◆現状・課題

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）により、教員は、時間外勤務手当が支給されない代わりに、教職調整額（給料月額×4%）が支給されているが、この4%は、昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合としており、現在の教員の勤務実態と大きく乖離している。

令和3年度に国が実施した調査により、教員不足の憂慮すべき実態が明らかとなり、本県においても、全ての校種において、教員不足が生じている。児童生徒等に充実した学びを保障し、学校が持続的かつ魅力的な組織であるため教員不足の解決を図ることが急務となっている。教員不足の解決のためには、教員の就労条件を改善し、学校の勤務環境が「ブラック」であるとのイメージを払拭する必要がある。

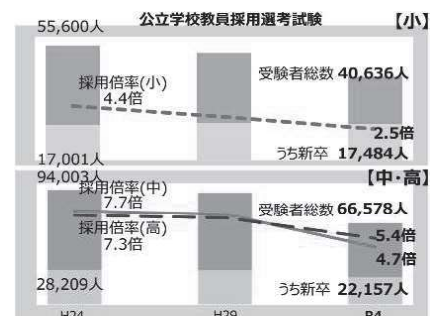
教員の処遇改善の在り方については、国において検討が進められているところだが、教職調整額の引上げ等については、予算の確保が課題となる（義務教育の教職員人件費については、現行の義務教育費国庫負担制度による国の負担は3分の1にとどまる）。

◆実現による効果

教員の処遇が改善されることにより、教員が魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教員自身も誇りとやりがいをもって働くことができる。

その結果、質の高い教員の確保と効果的な教育活動が期待でき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現できる。

	昭和41年 勤務実態調査	令和4年 勤務実態調査 (速報値)
小学校	約8時間	約41時間
中学校		約58時間



（出典：文部科学省「質の高い教師の確保のための教職の魅力向上に向けた環境の在り方等の現状に関する参考資料」R4.12.20）

（神奈川県担当課：教育局教職員企画課）

2 学校における働き方改革の一層の推進

【提案内容】

提出先 文部科学省

教員が児童・生徒への指導等に注力できる職場環境を整備するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な支援を担う人材やスクール・サポート・スタッフ等の教員の役割を分担する人材を、全ての公立学校に常勤職員として配置できるよう措置するとともに、更なる教員定数の改善を図り、学校における働き方改革を一層推進する措置を講じること。

◆現状・課題

働き方改革を推進する取組の一つとして、国は平成30年度から教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ（SSS））の配置支援を実施している。本県では、政令市を除く市町村立学校全校にSSSを配置しており、働き方改革に一定の効果が見られるが、配置時間数に限りがある。市町村からは更なる配置時間拡充の強い要望もあり、配置を充実させる必要がある。

令和5年8月28日の中央教育審議会、質の高い教師の確保特別部会の提言では、「教師を取り巻く環境をより良いものとすることは待ったなしの状況であり、国において、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実に掲げた取組（教職員定数の改善、SSSの全小中学校への配置をはじめスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の支援スタッフの配置充実など）を中心とした支援を充実させていくことは当然のこと」とされている。

また、令和4年12月19日の中央教育審議会答申でも長時間勤務の教員が多い中、勤務環境が志願者の動向に影響を与えているとの指摘もあり、人員増につながる定数改善を進める必要がある。

◆実現による効果

本県教員の一人当たりの勤務時間をSSS配置前の令和元年度と配置後の令和4年度を比較すると、週4.3時間削減され、配置効果が明らかになっており、常勤職員として配置することにより、更なる勤務時間削減効果が期待できる。

また、定数改善で負担軽減、勤務環境が改善されることにより、教員のイメージが改善、志願者が増加し、質の高い教員集団の形成が見込まれ、子どもたちの学びの保障につながる。

(神奈川県担当課：教育局教職員人事課)

配置効果（文部科学省が行った勤務状況調査の結果）

令和元年度 (SSS未配置)	令和4年度 (SSS配置済)
教員一人当たりの勤務時間数 55.4h/週	教員一人当たりの勤務時間数 51.1h/週

▲4.3h/週

(※各年度6月の任意の1週における勤務時間数)